



飲食店・事業所における受動喫煙対策説明会の開催について

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成30年7月に公布されました。この改正法により、学校・病院・官公庁等は令和元年7月1日から原則敷地内禁煙、飲食店・事業所等においては、令和2年4月1日から原則屋内禁煙が義務づけられます。

そこで、令和2年4月1日の全面施行に向けて新しい制度に適切に対応していただくため、飲食店・事業所を対象とした説明会を開催します。

日 時	令和元年 12月4日 (水) 14時00分～16時00分		
会 場	日進市民会館(勤労福祉会館) 小ホール (http://www.nissin-assist.co.jp/kaikan/access/) 所在地: 日進市折戸町笠寺山62-3 (車でお越しの場合は、会場の駐車場をご利用いただけます。)		
主 催	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 (協力: 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 愛知支部)		
参 加 費	無 料		
内 容	<p>①目 的: 令和2年4月1日に全面施行される、改正健康増進法について理解を深め、各飲食店・事業所における適切な受動喫煙対策の方法について解説します。</p> <p>②対象者: 飲食店・事業所の経営者、人事・労務・安全衛生担当者等</p> <p>③内 容:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正健康増進法の概要(規制の内容について) ・職場の受動喫煙対策(施設整備、好事例紹介 等) ・助成金等の支援制度 ・改正健康増進法の施行に伴う罰則の適用 など 		
申込方法	参加申込書に必要事項をご記入の上、申込ウェブサイト又はFAXでお申込ください。 ※QRコードから申込ウェブサイトへアクセスできます。 (スマートフォンからの申し込み可。)		
申込締切	令和元年11月27日(水) ※定員に達し次第、締め切らせていただきます。		

----- 切り離さず、そのままFAXしてください -----

申込・ 問合せ先	瀬戸保健所 (TEL:0561-82-2196)	FAX: 0561-82-9188
事業所名		
所在地	〒	
参加人数	人	担当業務 <small>(事業主・総務・労務・安衛・保健師 等)</small>
電話番号	FAX番号	